

遊 佐 町

第9期介護保険事業計画 高齢者福祉計画

概要版

共に寄り添い、助け合い
幸せを実感できるまちづくり

2024(令和6)年3月

山形県 遊佐町

1 計画策定の趣旨

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測され、さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成12(2000)年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

そのような中で、令和7年(2025)年には、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者になり、さらにその先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向け、介護ニーズの高い85歳以上の人口や世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみ世帯及び認知症の人の増加なども見込まれ、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定されています。その一方で、現役世代の減少は顕著となり、地域の高齢者介護を支える担い手の確保が重要となっています。

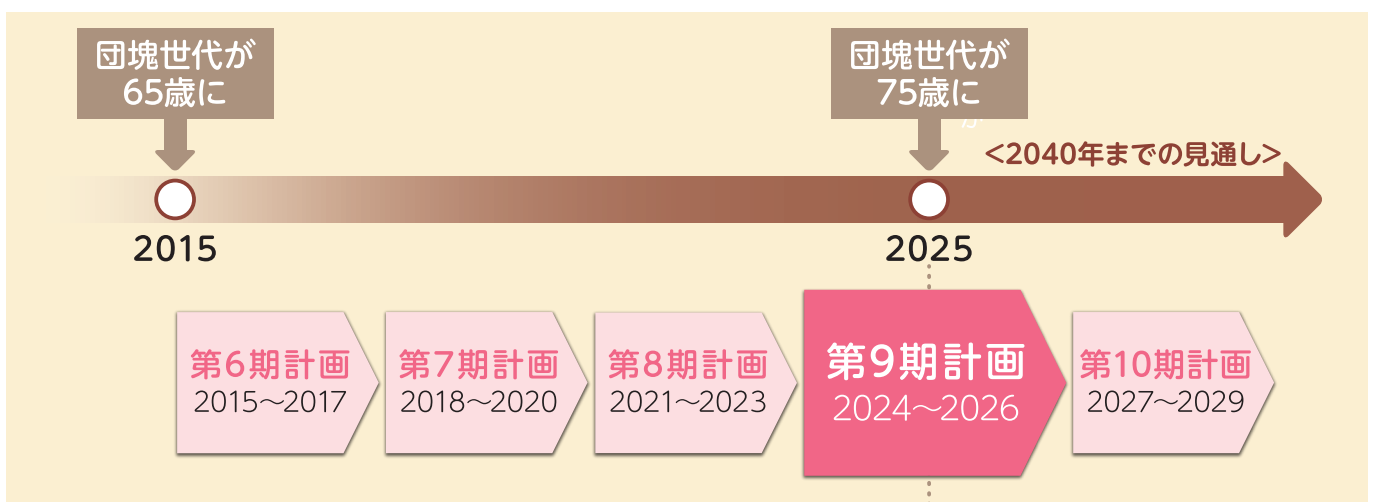
サービス利用者の増加に伴い、サービス費用が急速に増大する中で、制度を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し維持向上させるために、介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

さらに、一人ひとりが適切な支援を受け、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供され、地域住民主体の見守り・健康づくり・生活支援・助け合いなどの活動を専門職、社会福祉協議会、町などの関係者が連携してサポートする「遊佐町版地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められています。

本計画は、このような状況を踏まえて、上述した高齢者を取り巻く社会情勢の変化や諸課題に対応するため、2021(令和3)年3月に策定した「遊佐町第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を見直し、2030(令和12)年及び2040(令和22)年を見据え、遊佐町における高齢者施策、及び介護保険事業の取り組むべき事項を整理し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組むことで地域共生社会の実現へ向け、本計画を策定しました。

2 計画期間

第9期計画は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年を計画期間とし、令和5(2023)年度に策定しました。



3 基本理念

第9期計画では、令和12(2030)年を見据えた地域共生社会の実現のため、「共に寄り添い、助け合い、幸せを実感できるまちづくり」を基本理念と設定し、高齢者がそれぞれ望んでいる生活ができることを重視し、人間としての尊厳を保って生活できるようなまちづくりを地域連携のもとに推進します。

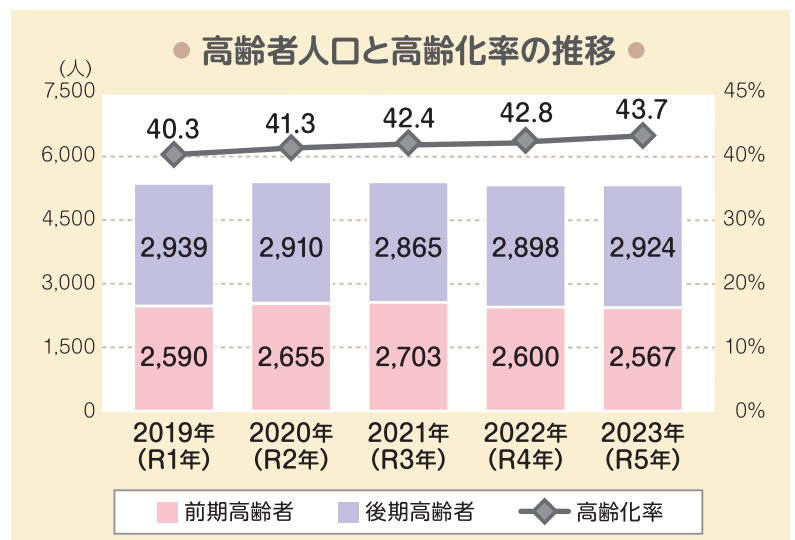
共に寄り添い、助け合い、 幸せを実感できるまちづくり

4 高齢者の現状

(1) 高齢者の状況

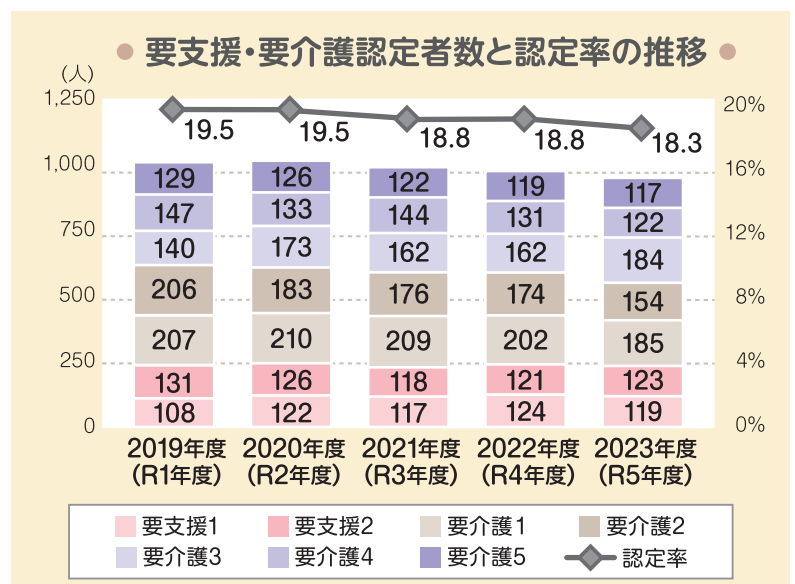
65歳以上の高齢者人口については、65～74歳までの前期高齢者は2021(令和3)年以降減少し、75歳以上の後期高齢者は増加傾向にあります。

高齢化率は毎年上昇を続け、2023(令和5)年は43.7%となっています。



(2) 要支援・要介護認定者の状況

第1号被保険者の要介護(要支援)認定者数は、2018(平成30)年の1,053人から2023(令和5)年は1,004人と減少傾向にあります。また、認定率も2020(令和2)年(19.5%)以降は減少傾向にあります。

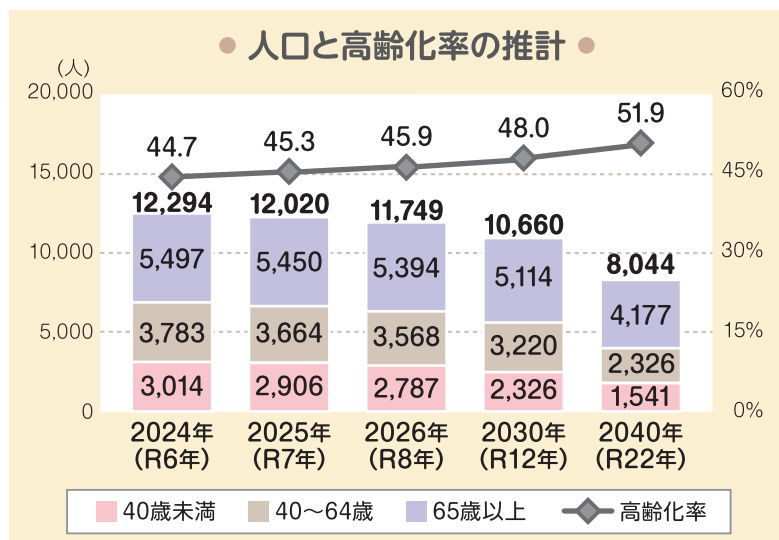


5 高齢者の将来推計

(1) 人口の推計

推計人口をみると、総人口は年々減少し、高齢者人口も徐々に減少していくと予測されます。

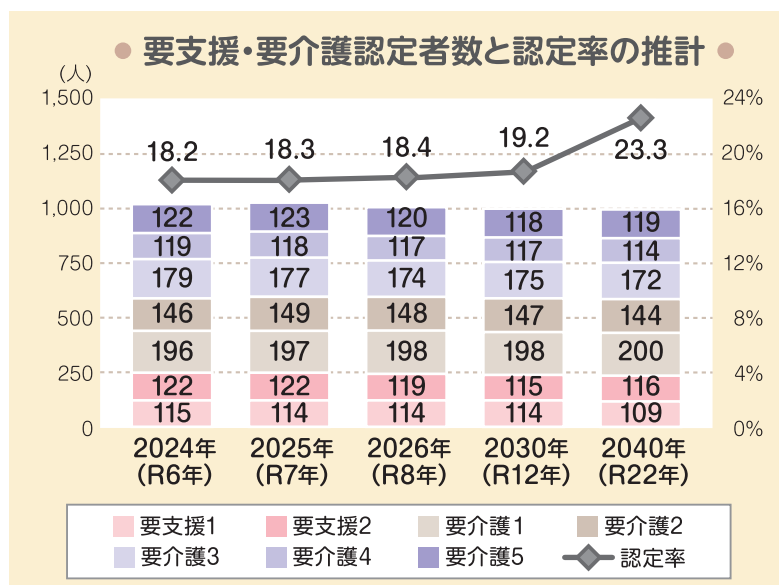
高齢化率は年々上昇し、令和22(2040)年には49.3%になると見込まれます。



(2) 要支援・要介護認定者の推計

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は、今後も緩やかに減少すると見込まれます。

認定率は、年々上昇する傾向にあり、令和12(2030)年には19.2%、令和22(2040)年には23.3%になると予測されます。



6 基本施策の展開

第9期計画策定のガイドラインとなる「基本指針」に基づき、基本理念である「共に寄り添い、助け合い、幸せを実感できるまちづくり」を目指すため、当町における基本施策は以下のとおりとします。

基本目標Ⅰ 健康と幸せを実感できる まち

1 高齢者の生きがい施策等の推進

(1) 生きがい支援 (2) 高齢者の就労支援 (3) 社会参加の場づくり

2 高齢者健康増進事業等の推進

(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進 (2) 健康増進事業の推進 (3) 健康・体力づくり事業
(4) 心の健康づくり推進事業 (5) 「健康ゆざ21」計画(第3次)の推進

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

(1) 重度化予防等訪問指導(ハイリスクアプローチ)
(2) 通いの場への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)

4 一般介護予防事業の推進

(1) 介護予防把握事業 (2) 介護予防普及啓発事業 (3) 地域介護予防活動支援事業
(4) 一般介護予防事業評価事業 (5) 地域リハビリテーション活動支援事業

基本目標Ⅱ 自立生活から生きる喜びを感じる まち

1 介護予防・生活支援事業の推進

(1) 訪問型サービス (2) 通所型サービス

2 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実

(1) 高齢者福祉事業 (2) 家族介護支援事業 (3) その他の事業

3 高齢者の居住安定に係る施策

(1) 養護老人ホームや軽費老人ホームへの入所措置 (2) 住居型有料老人ホームの確保

4 広範な高齢者福祉事業との連携

(1) 社会福祉協議会の高齢者福祉事業 (2) ボランティア活動等への連携、支援

基本目標Ⅲ 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

2 人材の確保及び資質の向上と業務効率化及び質の向上に資する事業

3 地域包括支援センターの機能強化

- (1)地域包括支援センターの運営 (2)体制強化に向けた自己評価と町評価の実施
- (3)地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの情報公表

4 在宅医療・介護連携の推進

- (1)在宅医療・介護連携体制整備の推進 (2)在宅医療・介護連携に関する取組
- (3)二次医療圏内・関係市町の連携

5 認知症施策の推進

- (1)普及啓発・本人発信支援 (2)予防 (3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- (4)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援

6 生活支援・介護予防サービスの基盤整備

- (1)生活支援事業の体制整備

7 地域ケア会議の推進

- (1)地域ケア会議の運営と課題検討 (2)多職種協働によるネットワークの構築や資源開発

8 高齢者の居住安定に係る施策との連携

9 虐待の防止対策の推進

- (1)高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化 (2)養護者による高齢者虐待への対応強化
- (3)要介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化

基本目標Ⅳ 持続可能な介護保険制度の運営

1 保険者の機能強化

- (1)適切な情報提供 (2)利用や苦情についての総合的な相談窓口の充実
- (3)高齢者に関するネットワークづくり
- (4)サービス事業者の質の向上と適切な事業展開への支援 (5)災害や感染症に対する備え
- (6)介護給付費の適正化対策 (7)介護保険事業の円滑な運営

2 計画的な介護給付サービスの提供

- (1)居宅・介護予防サービスの実績と推計 (2)地域密着型サービスの実績と推計
- (3)介護保険施設サービスの実績と推計 (4)日常生活圏域における必要利用定員総数
- (5)介護給付等対象サービス種類ごとの見込み量確保のための方策

7 介護保険サービス料・給付費の見込と保険料の算出

(1) 標準給付費見込額

標準給付費は、第1号被保険者の保険料算定の基礎となる介護サービスの総費用で、介護サービス総給付費、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料の合計となります。

第9期計画期間における標準給付費見込額は、下記のとおりです。

● 標準給付費 ●

単位:円

種類	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	第9期合計
標準給付費見込額	1,843,549,943	1,842,185,035	1,829,468,054	5,515,203,032
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	1,719,129,000	1,717,484,000	1,706,014,000	5,142,627,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	82,200,183	82,386,591	81,562,724	246,149,498
高額介護サービス費等給付額	36,412,673	36,500,597	36,135,591	109,048,861
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,222,454	4,226,681	4,184,414	12,633,549
算定対象審査支払手数料	1,585,633	1,587,166	1,571,325	4,744,124

(2) 地域支援事業費

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業です。「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」の2つの事業で構成され、保険料等の財源を用いて事業を行います。

第9期計画期間における地域支援事業費見込額は、下記のとおりです。

● 地域支援事業費 ●

単位:円

種類	2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	第9期合計
地域支援事業費見込額	63,390,632	63,123,160	62,320,744	188,834,536
介護予防・日常生活支援総合事業費	36,001,499	35,849,594	35,393,877	107,244,970
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	21,625,494	21,534,247	21,260,506	64,420,247
包括的支援事業 (社会保障充実分)	5,763,639	5,739,319	5,666,361	17,169,319

(3) 第1号被保険者の保険料の段階設定

第9期計画期間の保険料基準額は、月額6,500円としました。基準額に所得段階ごとの調整率を乗じて算出した所得段階別の保険料は、下記のとおりです。

● 第9期所得段階別介護保険料 ●

所得段階	調整率	対象者	月額保険料	年額保険料
第1段階	基準額の28.5%	生活保護受給者または住民税非課税世帯 (本人年金収入等が80万円以下)	1,853円	22,230円
第2段階	基準額の48.5%	住民税非課税世帯 (本人年金収入等が80万円超～120万円以下)	3,153円	37,830円
第3段階	基準額の68.5%	住民税非課税世帯 (本人年金収入等が120万円超)	4,453円	53,430円
第4段階	基準額の90.0%	本人住民税非課税者(世帯に課税者がいる) (本人年金収入等が80万円以下)	5,850円	70,200円
第5段階	基準額	本人住民税非課税者(世帯に課税者がいる) (本人年金収入等が80万円超)	6,500円	78,000円
第6段階	基準額の120%	本人住民税課税者 (本人合計所得が120万円未満)	7,800円	93,600円
第7段階	基準額の130%	本人住民税課税者 (本人合計所得が120万円以上210万円未満)	8,450円	101,400円
第8段階	基準額の150%	本人住民税課税者 (本人合計所得が210万円以上320万円未満)	9,750円	117,000円
第9段階	基準額の170%	本人住民税課税者 (本人合計所得が320万円以上420万円未満)	11,050円	132,600円
第10段階	基準額の190%	本人住民税課税者 (本人合計所得が420万円以上520万円未満)	12,350円	148,200円
第11段階	基準額の210%	本人住民税課税者 (本人合計所得が520万円以上620万円未満)	13,650円	163,800円
第12段階	基準額の230%	本人住民税課税者 (本人合計所得が620万円以上720万円未満)	14,950円	179,400円
第13段階	基準額の240%	本人住民税課税者 (本人合計所得が720万円以上)	15,600円	187,200円

遊佐町 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 概要版

【発行者】遊佐町 健康福祉課
2024(令和6)年3月発行

【住所】〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202番地
【TEL】0234-28-8251 【FAX】0234-72-3317
【URL】<https://www.town.yuza.yamagata.jp/>